

利用申込受付中!

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます!

※2021年10月までに本格運用が開始されます。それまでは健康保険証の持参もお願いします。  
※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。裏面をご覧ください。

内閣府 総務省 厚生労働省

令和3年4月改訂



## 医療機関や薬局の受付で マイナンバーカードを 顔認証付きカードリーダーに 置いて本人確認!

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



### 利用には申込が必要です

### 申込はカンタン!

#### ●スマートフォンからマイナポータルで申込

☑ まずは必要なものをチェック!



- 1 申込者本人のマイナンバーカード  
+あらかじめ市区町村窓口で設定した暗証番号(数字4桁)
- 2 マイナンバーカード読取対応のスマホ(又はPC+ICカードリーダー)
- 3 アプリ「マイナポータルAP」のインストール



- STEP1** ● 「マイナポータルAP」を起動する。
- STEP2** ● 「健康保険証利用申込」をタップする(押す)。
- STEP3** ● 利用規約等を確認して、同意する。  
※併せて、マイナポータルの利用者登録が行えます。
- STEP4** ● マイナンバーカードを読み取る。  
数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマホにぴったりと当てて、読み取り開始ボタンを押します。

申込完了!!

医療機関・薬局(※)の  
顔認証付きカードリーダー  
でも申込できるよ

#### ●セブン銀行ATMでも申込できる!

※待ち時間短縮のため、マイナポータルやセブン銀行ATMでの事前の申込をおすすめします。



※2021年6月より本デザインに変わる予定です。

マイナンバーPRキャラクター  
マイナちゃん

ウラ面も見てね!



## どんないいことがあるの？

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、特定健診情報や今までに使った薬剤情報が医師等と共有できる！



マイナポータルで自身の特定健診情報や薬剤情報・医療費通知情報が閲覧できる！



マイナポータルを通じた医療費通知情報の自動入力で、確定申告の医療費控除がよりカンタンに！



限度額適用認定証がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払が免除される！



就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと使える！医療保険者が変わる場合は、加入の届出が引き続き必要です。



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。



## 今後のスケジュールは？

### 現在

- 医療機関・薬局などで、順次マイナンバーカードの健康保険証利用が可能に  
※利用できる医療機関・薬局は右のステッカーやポスターが目印です。また、厚生労働省ホームページでも案内しています。
- マイナポータルで、2021年10月までに、特定健診情報の閲覧が順次可能に

### 2021年10月（予定）から

- マイナポータルで、薬剤情報の閲覧が可能に

### 2021年11月（予定）から

- マイナポータルで、医療費通知情報の閲覧が可能に

### 2021年分所得税の確定申告（予定）から

- 確定申告における医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて医療費通知情報を自動入力することが可能に



申込方法は特設ページでも確認できます！



[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)

### 健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー  
**0120-95-0178**

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間（年末年始を除く）

平日：9時30分～20時00分  
土日祝：9時30分～17時30分